

こ成環第441号

令和8年8月31日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長

(公 印 省 略)

「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業の実施について」
の一部改正について

標記については、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業の実施について」（令和7年5月19日付けこ成環第201号こども家庭庁成育局長通知。以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和8年7月28日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してこの旨通知されたい。

こ成環第201号

令和7年5月19日

【一部改正】こ成環第354号

令和8年6月5日

【一部改正】こ成環第441号

令和8年8月31日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長

(公 印 省 略)

こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業の実施について

こどもは家庭を基盤とし、地域や学校等様々な場所において、安全・安心な環境のもと様々なおとなや同年齢・異年齢のこども同士との関わりの中で成長する存在であるが、地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、「こども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっている。

また、こども・若者を取り巻く環境に目を転じると、児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、いじめ重大事態の発生件数の増加、自殺するこども・若者の数の増加等、その環境は一層厳しさを増すとともに課題が複雑かつ複合化し、こどもの権利が侵害される事態も生じており、こうした喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくることで、こどもの権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う必要がある。

加えて、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様なニーズに応じた多様な居場所が求められるようになっている。

こうした背景を踏まえ、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を定め、全てのこどもが安全で安心して過ごせる居場所づくりを推進しているところであるが、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の強化を図るため、今般、別紙のとおり「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業実施要綱」を定め、令和7年4月1日から適用することとしたので通知する。

ついては、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

(別紙)

こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業実施要綱

第1 目的

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっており、また、児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加等、こどもを取り巻く環境の厳しさが増し、価値観も多様化する中、全てのこどもが安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりを推進していく必要がある。

本事業は、令和5年12月に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、こどもの居場所づくりを支援するコーディネーターの配置並びに居場所の立ち上げに対する支援をすることで、こどもの居場所づくりを推進することにより、こどもの居場所に対して効果的な支援方策を明らかにすることを目的とする。

また、令和8年熊本地震の発災を受け、被災したこどもの心の負担軽減や回復等に資する環境の整備を目的として被災したこどもの居場所づくり支援を実施する。

第2 実施主体

事業を実施する主体（以下「実施主体」という。）は、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）（以下、「都道府県等」という。）とする。なお、都道府県等は事業内容の全部又は一部について、当該事業を適切に実施することができる者と認めた者に委託して実施できることとする。

令和8年度熊本地震により被災したこどもの居場所づくり支援については、実施要綱に基づき、県、市町村の他、社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人及びその他の法人であって、以下の各号にあたる要件を満たす法人（以下「社会福祉法人・NPO法人等」）が行う事業を交付の対象とする。

- (1) 実施主体は、事業の申請を行うに際して、実際に事業を行う事業担当者と本事業の経理担当者を明確に定めておくこと
- (2) 本事業に従事する者又は従事していた者は、個人情報の管理を徹底すると共に、正当な理由がなく事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならないこと
- (3) 事業が完了した場合には、自ら事業結果の概要を作成し、当該実施主体のホームページへの掲載等の方法により公表するよう努めること
- (4) 事業の性質に応じ適切な安全管理を確保するための運営体制を整えていること

第3 事業内容

1 こどもの居場所づくりコーディネーターの配置

都道府県等は、以下により、こどもの居場所づくりコーディネーターを配置し、地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用等、地域の居場所全体をコーディネートする

ほか、安定的で質の高い居場所運営において必要となる運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営のサポート等を行う。

(1) こどもの居場所づくりコーディネーターの要件

こどもの居場所づくりコーディネーターは、次に掲げる項目を満たす等、地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると都道府県等が認めた者とする。

- ・ こどもの居場所に対して熱意及び深い知見を有する者
- ・ 地域の実情に精通し、関係機関等との連携や信頼関係の構築を適切かつ円滑に行うことができる者
- ・ こどもの居場所を継続的に運営している者

(2) こどもの居場所づくりコーディネーターの業務

こどもの居場所づくりコーディネーターは、次の①に掲げる業務を行うこととする。また、地域の実情等に応じて②に掲げる業務を行うよう努めること。

①必須の業務

- ・ 居場所に関する地域資源の把握
- ・ 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成

②地域の実情等に応じて行う業務

- ・ 居場所の運営や、人材育成等の組織経営のサポート
- ・ 居場所に関するこども・若者のニーズ把握、居場所とのマッチング
- ・ その他、地域の居場所づくりの推進に必要な業務

2 こどもの居場所立ち上げ支援

都道府県等は、新たに開設されたものであって、次に掲げる項目を満たすこどもの居場所の運営者に対して、その開設に要する費用を助成する。

- ・ 地域に根差した、安全・安心な居場所であること。
- ・ 地域のこども・若者のニーズを踏まえた居場所であること。
- ・ 地域のこどもの居場所運営者や関係機関等とのネットワークに参画すること。
- ・ 都道府県等が行う広報啓発の取組やこどもの居場所づくりコーディネーターと連携し、こどもの居場所づくりコーディネーターが企画する居場所の充実に向けた取組等に積極的に協力すること。
- ・ 単発的に実施されるものではなく、定期的・継続的に実施されるものであること。

3 被災したこどもの居場所づくり支援

被災したこどもの居場所づくり支援については、熊本県並びに、熊本県が確認した市町村または社会福祉法人・NPO 法人等に対して、居場所の開設・運営またはその側面支援に係る取組に要する費用を助成する。ただし、次の各号に該当する事業は、対象としない。

(1) 事業内容が本事業の趣旨目的と明らかに異なるもの

- (2) 第三者への資金交付を目的とした事業
- (3) 事業の大部分が設備又は備品の購入等である事業
- (4) 営利を目的とした事業
- (5) 補助対象額が 50 万円に満たない事業（民間団体においては 30 万円に満たない事業）
- (6) 教育活動を主たる目的とする事業

第4 留意事項

本事業の実施に当たって、都道府県等は次に掲げる項目に留意すること。

- ・ こどもの居場所づくりに関係する全ての者が、こどもの居場所づくりに関する理念等を共有するよう努めること。
- ・ 居場所は変わりやすく、失われやすいものであることを踏まえ、居場所を複数持てることが重要であり、関係機関等と連携して質・量の両面から計画的にこどもの居場所づくりを推進すること。
- ・ 居場所は地域性の影響を強く受けるものであることを踏まえ、こどもの居場所づくりコーディネーターとして地域の実情を把握している者を配置するか、あるいは配置後に地域の実情を知る機会を設けるよう努めること。
- ・ 事業の実施を通じて支援が必要なこども・若者を把握した場合には、こども家庭センターに当該こども・若者に関する情報を共有し、必要に応じて支援の内容に関する協議を行うものとする。

第5 経費の補助

国は、上記第3に定める事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。